

# 上水道給水要望工事取扱基準

平成23年 7月 1日施行

## 1 目的

上水道給水要望工事に関する要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、上水道給水要望工事における業務に必要な事項を定めて適切な実施を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

要綱第3条第2号に規定される道路は次のものとする。

(1) 公道とは - 公有財産の道路

ア 国道

イ 県道

ウ 市道

エ 法定外道路

オ 農道

カ 林道

・ 供用開始前でも道路認定され区域が確定し工事可能な場合であれば適用することができる

・ 申請者は、河川区域・舗装抵触等で協議が必要と思われる場合は、当該管理者と事前協議し、占用の可否の確認をすること

(2) 私道とは - 公道以外（私有財産道路）

ア 道路の位置指定がされたもの（建築基準法第42条第1項）

イ 道の指定がされたもの（建築基準法第42条第2項）

・ 見かけ上の私道（旗竿）は適用しない

(3) 既存であれば開発行為の道に適用することができる。

## 3 要望区分

要綱第4条に規定する要望の対象は次のとおりとする。

(1) 一般要望

ア 受託配水管の新規布設

・ 対象建築物の新築によるもの

・ 井戸からの切替（既存の対象建築物が井戸水を使用している場合で、水質悪化、井戸施設の老朽化等により上水道へ切替えまたは井戸併用するもの）

・ 分水位置の変更（既存の対象建築物が隣地を経由して給水している場合で、新たに前面道路より新規分水を行うもの）

イ 既設配水管の増径

・口径不足

対象建築物を新築する場合、既設配水管が給水取り出し口径に対応できないもの ただし、給水取り出し口径が 30mm を超える場合に限る

30mm を超える給水取り出し口径が水量および水理計算上妥当であるかを十分検討すること

・給水方式の変更

既存の対象建築物が貯水槽方式から中高層直結給水方式へ切替える場合、既設配水管が給水取り出し口径に対応できないもの

・井戸からの切替

既存の対象建築物が井戸水を使用している場合で、水質悪化、井戸施設の老朽化等により上水道へ切替えまたは井戸併用する際、既設配水管が給水取り出し口径に対応できないもの

(3) 集合要望

ア 受託配水管の新規布設

・対象建築物の新築によるもの

・宅地分譲

要望地を2区画以上分割し、水道施設を完備させ売買するもの

・建売分譲

要望地に建物を建築し、水道施設を完備させ売買するもの

・井戸からの切替

既存の対象建築物が井戸水を使用している場合で、水質悪化、井戸施設の老朽化等により上水道へ切替えまたは井戸併用するもの

・分水位置の変更

既存の対象建築物が隣地を經由して給水している場合で、新たに前面道路より新規分水を行うもの

イ 既設配水管の増径

・口径不足

対象建築物を新築する場合、既設配水管が給水取り出し口径に対応できないもの

・中高層直結給水

対象建築物を新築し、直結給水方式による給水を選択した場合、既設配水管が給水取り出しの口径に対応できないもの

・給水方式の変更

既存の対象建築物が貯水槽方式から中高層直結給水方式へ切替える場合、既設配水管が給水取り出し口径に対応できないもの

・井戸からの切替

既存の対象建築物が井戸水を使用している場合で、水質悪化、井戸施設の老朽化等により上水道へ切替えまたは井戸併用する際、既設配水管が給水取り出しの口径に対応できないもの

・分水位置の変更

既存の対象建築物が隣地を経由して給水している場合で、新たに前面道路より新規分水を行う際、既設配水管が給水取り出しの口径に対応できないもの

#### 4 要望者の費用負担

要綱第5条に規定される要望者の費用負担の算定は、次のとおりとする。

(1) 算定例

ア 一般要望

(総延長 - 要望戸数 × 10m) で算出された工事費、又は工事費の1/2のいずれか少ない方を選択

【算定例】

要望戸数2戸で 受託配水管総延長30mの場合

$$30\text{m} - 2\text{戸} \times 10\text{m} = 10\text{m} \quad 10\text{m} \text{を選択}$$

$$30\text{m} \times 1/2 = 15\text{m}$$

要望戸数4戸で 受託配水管総延長30mの場合

$$30\text{m} - 4\text{戸} \times 10\text{m} = -10\text{m} \quad \text{戸数} \times 10\text{m} \text{が受託配水管延長}$$

負担はなし

受託配水管総延長10m以下の場合 小工事に対応

負担はなし

イ 集合要望

総延長に係わる工事費の1/2

【算定例】

要望戸数1戸または2区画以上で 受託配水管総延長30mの場合

$$30\text{m} \times 1/2 = 15\text{m}$$

受託配水管総延長10m以下の場合 小工事に対応

負担はなし

## 5 工事費の算定基準

### (1) 負担計画

- ア 要望者が費用負担する工事費の算定における負担計画は次のとおりとする
- ・負担計画は、既設配水管(私設代用管は除く)からの最短距離を原則とする
  - ・受託配水管口径が 50mmを超える場合においては、給水取り出し口径が分岐可能な既設配水管(私設代用管は除く)からの最短距離とする
  - ・負担計画は、道路状況等により工事費を比較し最低工事費の負担計画とする
  - ・負担計画における既設配水管とは、配水本管(400mm以上)導・送水管、添架管、推進管、排泥管のほか山間部等高低差がある地域において現機能では圧力不足となる配水管を除く
- イ 受託配水管と既設配水管口径
- ・受託配水管の口径と負担計画における既設配水管口径の取扱いは、下表とする  
ただし、給水取出しの口径は、水量及び水理計算により決定し、過大口径にならないこと

#### 一般要望

給水取り出し口径	受託配水管口径	負担計画既設配水管口径
20mmから 30mm	50mm	口径を問わない
40mm	100mm	75mm以上

#### 集合要望

給水取り出し口径	受託配水管口径	負担計画既設配水管口径
20mmから 30mm	50mm	50mm以上
40mm	100mm	75mm以上
50mmから 75mm	100mm	100mm以上
100mm	150mm	150mm以上

集合要望（中高層直結加圧給水方式）

給水取り出し口径	受託配水管口径	負担計画既設配水管口径
40mmから 50mm	100mm	100mm以上
75mm	150mm	150mm以上

- ウ 天竜上下水道課及び引佐上下水道課が管轄する配水区については、地域の状況及び将来性を考慮し、受託配水管最低口径を 30mm とする。なお、受託配水管 30mm の運用については、各課の基準による
- エ 負担計画に係わらず、実施計画については、将来性・周辺への影響を考慮し要望工事施工箇所の口径及び周辺配水管の改良・新設を検討すること

（２）受託配水管総延長の算定

- ア 受託配水管総延長の算出は、受託配水管の分岐または延伸が可能な既設配水管から、希望する給水取り出し位置に管末長を加え、5m単位で切捨てた長さとする
- イ 管末長は、給水取り出し位置より1.0mを計上する
- ウ 道路種別ごとに延長を集計する

【算定例】

実測値

既設管から希望給水取り出し位置まで	L = 23.5m
管末長	L = 1.0m
実延長	L = 24.5m

道路種別ごとの延長の集計

舗装N4実延長	L = 17.5m
舗装N5実延長	L = 7.0m
上記条件により 受託配水管総延長	L = 20.0m
舗装N4延長	L = 15.0m
舗装N5延長	L = 5.0m

道路種別ごとの延長は5m単位で切り捨ててすることを基本とし、5m未満の場合は、1m単位とする（実延長5m未満の場合）

(3) その他算定に必要な条件

- ア 通水試験工（受託配水管の総延長）を計上する
- イ 分岐する場合は、仕切弁を計上する
- ウ 既設配水管が 50mm を超える場合の分岐は、不断水分岐割 T 字管材料費、労務費を計上する
- エ 管末にはドレーンを設け、材料費、労務費を計上する
- オ 舗装抵触路線で要望工事を実施する場合の負担金対象工事費の舗装復旧費は、道路占用復旧基準に定められた復旧範囲（受託配水管の総延長×全断面または半断面）とする（幅員については、0.5m単位で切り捨てる）
- カ 他の地下埋設工事と同調する場合の負担金対象工事費の舗装復旧費は、受託配水管の総延長×受託配水管口径の標準復旧断面×1/2とする
- キ 直接工事費（材料費、労力費、道路復旧費）は、「浜松市水道事業給水条例第15条」により算出する。適用歩掛及び単価は、浜松市上下水道部の基準による
- ク 諸経費（工事監督費、諸掛費）は「浜松市水道事業給水条例施行規程第9条」により算出する
- ケ 工事費には、消費税を含む

(4) 要望戸数の数え方

- ア 一般要望
  - ・対象建築物は、戸数で数える
  - ・対象建築物に複数の世帯（独立して生計をたてている）が居住する場合は、口径に関わらずメーター数で数える
- イ 集合要望
  - ・集合住宅以外の対象建築物は戸数で数える
  - ・集合住宅は複数の世帯（独立して生計をたてている）が居住するため、部屋数で数える
  - ・チェック用水栓、散水栓メーターは含まない
  - ・宅地分譲は、1事業の総区画数で数える
    - 要望対象となる区画は、前面道路に配水管がない、または分水可能な既設配水管がない区画

(5) 負担計画の変更

次の場合は、負担計画を変更するものとする。

- ア 追加要望者により、負担金に増減が生じた場合
- イ 給水取り出し位置の変更により、受託配水管の延長に増減が生じた場合
- ウ 他工事により舗装復旧工を実施する必要がなくなった場合
- エ 私設代用管の移管により、要望工事を実施する必要がなくなった場合
- オ 要望工事入札前において、要綱第7条第5項の規定による取り下げ要望書の提出があった場合

## 6 関係書類

(1) 要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を併せて提出すること。

- ア 給水要望チェックリスト
- イ 位置図
- ウ 公図写し
- エ 建築確認済証の写し(新築)  
既存建築物については、給水装置工事申込時の給水台帳の写し
- オ 給水取り出し位置図

新築の場合は、給水装置工事申込み時の給水台帳の写しを省略することができる

(2) 集合要望に該当する要望については、必要に応じ次の関係書類を前項アに併せて提出すること。

- ア 工事前協議書(協議済み)の写し(給水担当課との事前協議書の写し)
- イ 給水計画書(協議済み)の写し(都市計画法第32条協議回答書の写し)
- ウ 開発計画書(協議済み)の写し(都市計画法第29条許可書の写し、土地利用事業経過措置報告書等の写し)
- エ 区画割計画図の写し(宅地分譲)

(3) 要綱第7条第2項の規定により、受託配水管の総延長が10メートル以下の要望(小工事)に該当する場合は、上水道給水要望書の提出を省略することができる。ただし、次の書類については給水装置工事申し込みと同時に提出すること。

- ア 給水要望チェックリスト
- イ 位置図
- ウ 公図写し
- エ 建築確認済証の写し(新築)
- オ 給水取り出し位置図
- カ 給水装置工事申込時の給水台帳の写し

(4) 要綱第7条第3項の私道水道管設置承諾書については、省略することはできない。

## 7 上水道の使用

要綱第8条第2項による規定は、次の場合により免除することができる。

- (1) 引越し等により、居住者が不在となる場合
- (2) 建築物の取り壊し等により、給水施設が無くなる場合
- (3) 給水開始後、長期間(10年程度)飲料水を別の方法により使用している場合
- (4) その他、管理者が認めた場合

## 8 要望対象外

次の場合は、要望対象外とする。

- (1) 要望対象地に建築物を伴わない場合。ただし既存建築物及び宅地分譲は除く
- (2) 外水栓のみで使用する場合
- (3) 飲料水以外のみで使用する場合(トイレ、工業用水、農業用水、家畜用水等)
- (4) 仮設建築物(工所用仮設事務所等)
- (5) 宅地分譲1区画
- (6) 法律・条令等の許可手続きを怠ったもの(都市計画法・農地法・建築基準法等)
- (7) 給水取出し口径が、過大であるもの
- (8) 官公庁が補助する民間事業のうち、道路内の水道施設整備費が補助対象となるもの
- (9) 本基準2-Iで定められた私道のうち、要望戸数が一戸の場合
- (10) 開発行為区域内(開発者負担にて実施)
- (11) スプリンクラー直結給水による増径要望
- (12) 前面道路に既設配水管が布設されている場合(ただし、口径不足等は別途協議する)
- (13) 前面道路が2つ以上あり、うち1つの道路に既設配水管が布設されている場合(ただし、口径不足等は別途協議する)
  - (1)~(5)(9)(10)(11)において私設代用管で実施する場合、給水担当課と協議をすること
  - (6)(7)は、許可後、又は見直し協議により受け付ける(審査後、受付)



## 9 負担計画の特例

(1) 次の場合は、給水要望者との協議により特例として取り扱うことができる。

- ア 負担計画において決定した管路が、周辺の既設配水管の状況及び道路状況により施工が困難、または維持管理上適当でないと思われる場合は、実施において変更するが、負担計画は変更しない
- イ 前面道路に既設配水管が布設されているが、水路などの構造物により給水管分岐工事の施工が困難と思われる場合は要望対象とし、他の既設配水管からの負担計画の算定ができる
- ウ 両側歩道付の道路において、既設配水管が要望対象地の対面歩道内に布設されているため、給水管が車道を横断し維持管理に支障をきたすおそれがあると認められる場合は要望対象とし、他の既設配水管からの負担計画の算定ができる
- エ 要望しようとする土地の筆界及び将来計画が明確であり、隣接地との一体的利用をしないことが認められる場合で、その土地の前面道路に既設配水管が布設されていない場合は、要望工事として取り扱うことができる
- オ 河川管理道（基準2 - ア 公道以外）が建築基準法上の接道要件を満たしていると認められる場合は、河川管理者に占用協議を依頼し、可能であれば要望工事として取り扱うことができる
- カ 前面道路に既設配水管が布設されているが、隣接する給水管（穿孔間で30cm以上確保できない）またはマンホール等により給水管が配水管に対し、垂直に布設できない場合は、上下水道部負担工事（小工事）で対応することができる
- キ 負担計画において決定した管路が、国道、河川区域内等にあり、当該管理者との占用協議に時間を要すると想定され、給水希望時期に支障がある場合は、給水要望者との協議により他の既設配水管からの負担計画に変更することができる

### 附則

平成19年 4月 1日施行

### 附則

平成23年 7月 1日施行